

育成者権侵害立証におけるDNA品種識別技術の活用



農林水産省輸出・国際局知的財産課 首席審判官
三浦 あや¹

1 はじめに

種苗法（以下単に「法」という。）において、「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう（法2条2項）。また、品種登録を受けるためには、公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別される必要がある（法3条1項1号。いわゆる「区別性」の要件）。さらに、品種登録によって生じる育成者権の効力について、法20条1項は、「育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。…」と定めていることから、育成者権の効力は、「登録品種…及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種」に及ぶこととなる。

種苗法（抜粋）

（定義等）

第二条（略）

2 この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

3～6 （略）

7 農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

（品種登録の要件）

第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。

- 一 品種登録出願（…）前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。
- 二 同一の繁殖の段階に属する植物体の全てが特性の全部において十分に類似していること。
- 三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。

2 （略）

（育成者権の効力）

第二十条 育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 （略）

3 （略）

1 平成28年判事補任官、令和3年4月より現職（出向）。本稿は、現職における職務を通じて得た知見に基づき執筆したものであるが、意見にわたる部分は筆者の私見である。